検査対象Q＆Aチャート

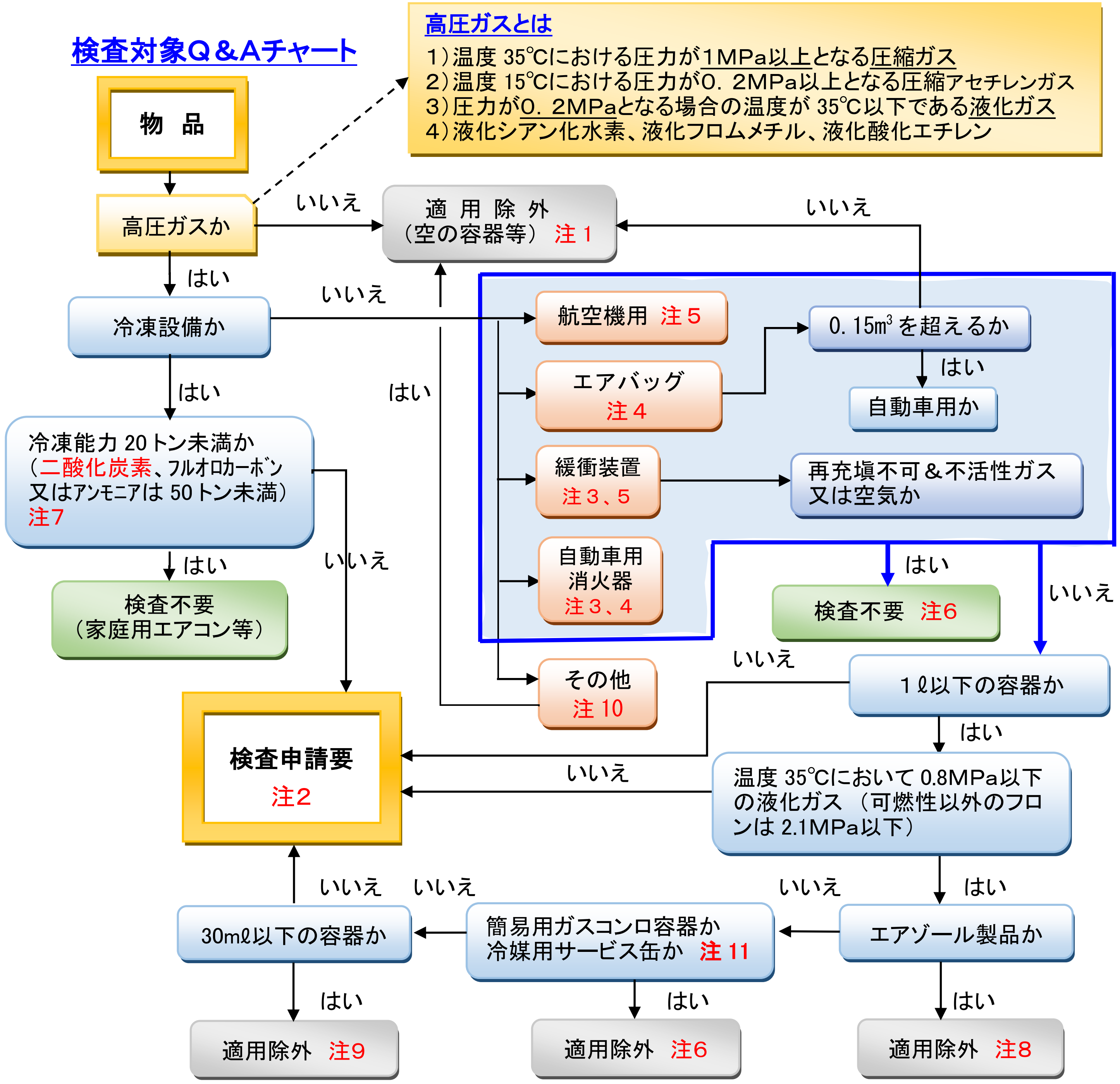

注1）高圧ガスが充填されていない容器を輸入したときの輸入検査は不要。但し、輸入した容器に高圧ガスを国内で充填する際には、容器検査が必要。　容器検査：高圧ガス保安協会　03-3436-6104

注2）100mℓ以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については容器証明不要。（P4、10）

注3）高圧ガス保安法の「一般則 46 条第 1 項」参照、及び「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取り扱いについて」（改正 20161025 商局第６号　平成 28 年 11 月 1 日）（P22）

注4）高圧ガス保安法の「一般則 46 条第2項第一号、二号、三号、四号」「液石則第 45 条の4」参照及び「政令告示第 4 条の2」

注5）航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合する容器内における高圧ガス及び「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取り扱いについて」（「一般則 46 条第 2 項第五号」）（P22）

注6）別途、税関へ証明書又は試験成績書の提出が必要。（自動車燃料用高圧ガスを除く）（P25）

注7）高圧ガス保安法及び関係省令の運用及び解釈について（内規）「冷凍保安規則第 31 条」関係による。
（改正　20170718 保局第 1 号　平成 29 年 7 月 25 日）

注8）政令関係告示第 4 条参照　エアゾール製品の試験「（一社）日本エアゾール協会」 03-5207-9850

注9）充填されたガスの化学作用によって変化しない容器であって、充填された液化ガスに毒性ガスを含まないこと。（P4）
（例　100円ガスライター等）

注 10）政令第 2 条第 3 項第九号の経済産業大臣の定めるもの　（政令関係告示第 4 条の2）（P4）

注 11）政令関係告示第4条第1項第二号ロ．参照（P4）　　※（　）本文ページ